

平成 26 年 8 月 1 日

金融庁監督局証券課 御中

一般社団法人 信 託 協 会

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針改正案（別紙 2）に係る意見

	該当箇所	意見（案）
1	全般	・本改正は、一律の態勢整備を求めるものではなく、対面での勧誘による販売やインターネット・バンキングなど取引実態に応じて対応を行うことが想定されているという理解で良いか。
2	IV-3-1-2 (4)	・「顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供する」とあるが、これは、青年期、壮年期、老年期などといったライフステージごとに予め決められた商品の中から商品提供を求める趣旨ではなく、引き続き、個々の顧客の意向やリスク許容度等に応じた商品提供を行うことが求められていることには変わりはないという理解で良いか。
3	IV-3-1-2 (4) ①ロ	・「保有期間別（1年、3年、5年）の1年あたりの負担率の状況を例示する」とあるが、これは、「販売手数料は、投資信託の保有期間が長期に及ぶほど1年あたりの負担率が逡減していくこと」を販売チャネル・顧客属性に応じて、資料表示、口頭説明など、適切な方法で説明することが求められているとの理解で良いか。

以 上